

様式1〔申し合わせ事項〕 【委員会、全協：共通様式】

令和6年10月17日

総務建設常任委員会

委員長 南部豊 様

総務建設常任委員会

委員 川瀬孝代

研 修 報 告 書

研修期間	令和6年10月10日(木) ～ 月 日 () 【1日間】
研修(視察)先	四日市市役所
目的(テーマ等)	四日市市災害時井戸登録要綱について
資料添付の有無	有 ・ ○無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページに記入すること。

様式1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名：川瀬孝代 〕

.内容

・要綱作成には、地震などの災害により、上下水道施設が復旧するまでの間、飲用の目的以外に使用する生活用水として、供給可能な井戸を登録し、災害時における市民の生活用水の確保、公衆衛生の維持を図ることを目的とする。と定めています。

平成24年から「災害時協力井戸」として登録し、市民が所有している井戸水を提供する制度を開始している。

登録件数は「183件」で個人情報の観点から所在地のみ公表している。

登録時には、水質検査（検査機関に依頼・金額18,700円）を実施し、負担をしている。

基本的には、個人管理で各家庭に「災害時協力井戸」の看板を設置している。

周知は、市の防災ホームページ、災害時協力井戸一覧を掲載している。

更新手続きがないため、所有者の変更や廃止などは個人から申し出に基づいていることから、現状把握ができていない。メンテナンスが課題となっている。

また、各家庭での管理なので、すぐに使えるかわからない、地震で必ずしも使用できるとは限らないこともあるなど、これから取り組んでいく事への考えを述べていました。

所感

能登半島地震においての水に対する取り組みは、各自治体において、感心が高まりました。

委員会では、井戸水に関する研修を行い、四日市市への視察研修となりました。

四日市市として、東日本大震災の折に、市民の協力のもと災害時の井戸の活用を考えて要綱を定め実施しています。

市として、これまで、時間の経過とともに課題解決に至っていないことを言われて、委員会としての視察研修が、四日市市としても取り組みを考える機会となったと語られました。

東員町としても、今回の委員会視察研修を通して、四日市市の取り組みを参考に担当課とも意見交換し、災害時において、町内の井戸所有者への協力を求める対策を考えていかなければならないと思います。

有意義な研修となりましたとともに、四日市市への触発になったことも良かったと思いました。

